

指定管理者に関する第三者評価シート

1 施設の概要

(評価実施年度: 令和 5 年度)

施設の名称	東大阪市立児童文化スポーツセンター	指定期間	2	年度～	21	年度
		選定方法	公募			
		指定管理者名	東大阪花園活性化マネジメント共同体			
所管部課名	社会教育部 青少年教育課	評価機関名	仰星監査法人			
施設の設置目的	科学、文化及びスポーツを通じて人間性豊かな子どもの育成を図ること。	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営(常設展示室、プラネタリウム、スポーツホール等) 各種事業の実施及び教室の開催 			
設置時期	平成 2 年度					
主な料金体系(有料・無料等)	有料(東大阪市立児童文化スポーツセンター条例及び東大阪市立児童文化スポーツセンター条例施行規則に従う)					

2 管理運営状況等

年度	実績						今年度(予算)	次年度(見込)
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			
供用(開館)日数	250	251	301	300	300			
収支状況(千円)	収入総額	158,368	146,733	157,598	158,656	158,801		
	指定管理者委託料	152,805	125,204	123,880	122,768	121,901		
	利用料金収入	3,965	16,006	24,449	33,727	34,739		
	自主事業収入	1,186	5,523	9,269	2,161	2,161		
	その他収入	412	0	0	0	0		
	支出総額	152,684	141,531	156,701	158,656	158,801		
	人件費	38,414	36,098	40,423	30,273	30,274		
	施設維持管理費	83,970	69,225	77,786	98,117	98,116		
	事業費	30,300	36,208	38,492	30,266	30,411		
	その他支出	0	0	0	0	0		
収支差額	5,684	5,202	897	0	0			

※ 令和2年10月1日より、東大阪花園活性化マネジメント共同体が指定管理者となる。
(令和2年4月1日から令和2年9月30日までは、公益財団法人東大阪市文化振興協会・NTT-F共同事業体が指定管理者)

3 第三者評価の総括

仕様書等の基準を超えて優良な場合は「S」
 仕様書等の基準通り実施された場合は「A」
 仕様書等の基準を下回り、一部に不備が見られる場合は「B」
 管理運営上不適切な部分があり、改善が必要な場合は「C」

評価の観点	第三者評価(評価できる点や要改善事項)			
	個別評価 S A B C	指定管理者に対する 主な意見	施設担当課に対する 主な意見	
有効性 施設の設置目的が十分に達成出来たか？	A	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者から積極的な企画提案がなされ、実施される教室の数や種類も増えており、創意工夫がなされている。また、利用者ニーズを把握し、遊具の更新を行う等ニーズに対応している。さらに、SNSや紙媒体で適切にイベント告知等も行っている。 以上のとおり、検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。 	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。	
効率性 経費の低減等の効果があったか？	A	<ul style="list-style-type: none"> 本社からの目標温度の設定により節電が実施され、温度管理を徹底する等節電努力が図られている。また、他の指定管理業務において利用しているカルチャー教室の先生の情報を共有し教室数を増やす等、複数施設の管理を行っている指定管理者としてのノウハウ、専門性の活用が見られる。さらに、大規模イベントのある日程等の共有により効果的・効率的な集客を行えるよう検討を進めており、この点においても評価することができる。 以上のとおり、検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。 	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。	
適正性 公の施設に相応しい適正な管理運営が行われたか？	B	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の管理業務の実施状況について、一部記載の漏れがあった(発券機運用管理業務等)。また、一部報告資料の合計値に誤りが見受けられ、適切な報告が望まれる。 品名、整理番号が表示されていない備品が散見されたため、市の備品の管理について、東大阪市財務規則に基づいた取扱いを行うべきである。 テントの修繕工事が行われている。2件の請求書に分けられているが、合計すると100万円を超えていることから、仕様書等の規定に沿って指定管理者及び所管課との間で事前の協議を徹底されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記のとおり指定管理者からの報告内容に誤りが認められることから、事業報告等の受領の際に適切にチェックを行うべきである。 左記の指定管理者による市の備品の管理について、適切に指導とモニタリングを行う必要がある。 	
継続性	財務状況 財務健全性が確保され、適正な会計処理が実施されているか？	A	検討した範囲で、特段問題となる点は認められなかった。	検討した範囲で、特段問題となる点は認められなかった。
	労務管理状況 職員の労働環境整備に向けた適切な取組みが実施されているか？	A	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。
今後期待される点や その他特記事項	最終評価 A	一部の業務について不備が認められるものの、利用者ニーズの把握を踏まえたサービス提供面での創意工夫、収支の改善努力が窺える。全体的に指定管理者の他施設運営経験やノウハウを活かした業務運営が行われているものと評価する。不備の改善と併せて、利用者のさらなる満足度の向上に向けた取り組みに期待する。		